

人材紹介に関する返戻金規定

紹介した当該人材が、雇用会社の事由により退職に至った場合、一旦受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が雇用会社による前項の対価の支払い前であっても、雇用会社の対価支払い債務は消滅しないものとする。

また、当該人材の責に帰すべき事由により退職に至った場合、人材紹介会社は次の割合により人材紹介の対価を雇用会社に返還するものとする。なお、雇用会社の依頼があれば、人材紹介会社は誠意をもって別の人材の紹介を行うものとする。但し、当該人材の労働条件等が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

1 週間以内：人材紹介料の 100%

1 ヶ月以内：人材紹介料の 90%

2 ヶ月以内：人材紹介料の 50%

3 ヶ月以内：人材紹介料の 30%